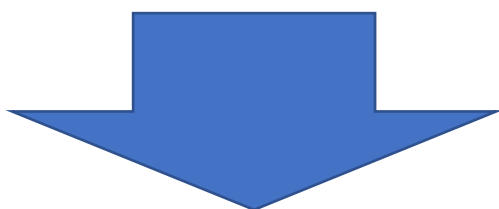


高額療養費の支給申請手続きの簡素化を開始します

白岡市国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きの簡素化を開始することとなりました。支給申請は初回のみとし、次回以降はご指定いただいた口座に自動的にお振り込みいたします。簡素化の手続終了後、新しく発生する高額療養費は窓口でのお手続きの必要がなく、自動的にご指定の口座にお振り込みいたします。

今までの手続き

- ① 白岡市から高額療養費の支給申請案内が届く。
- ② 市役所等の窓口に行き、支給申請の手続を行う。
- ③ 高額療養費の支給決定通知が届き、指定した口座に振り込まれる。



これからの手続き

- ① 初回該当時（R4年6月送付分から）に、高額療養費支給申請書と、申出書兼同意書を提出する。
- ② 次回以降は高額療養費に該当すると、支給決定通知が届き、指定した口座に振り込まれる。

●簡素化が解除となる場合

次のような場合には、簡素化が自動的に解除となり、高額療養費の支給申請書をお送りしますので、申請が必要となります。

- ・世帯主に異動があった場合
- ・指定した金融機関の口座に高額療養費が振り込みできなくなった場合
- ・国民健康保険税に滞納がある場合
- ・一部負担金の支払いに未払いがある場合
- ・申請の内容に偽りその他不正があった場合

●注意点

- ・国民健康保険税に滞納がある場合は簡素化の対象となりません。
- ・申出書兼同意書を提出する前的高額療養費は、今までどおり申請が必要です。
- ・振込口座の変更や、簡素化を中断したい場合、また簡素化が解除となった後、再度簡素化を希望される場合は、改めて申出書兼同意書を提出する必要があります。
- ・年間外来合算については、計算期間内に保険者を変更していない場合のみ対象となります。